特定排出水に係る汚濁負荷量の測定方法の概要

事業場の		化学的酸素要求量		窒素含有量		りん含有量	
排水量	頻度	水質の	水量の	水質の	水量の	水質の	水量の
(㎡/日)		計測方法	計測方法	計測方法	計測方法	計測方法	計測方法
		告示別記	告示別記	告示別記	告示別記	告示別記	告示別記
		1(1)	2(1)又は(2)	1(1)	2(1)又は(2)	1(1)	2(1)又は(2)
400 以上	毎日	技術的に適		技術的に適		技術的に適	
		当でない場		当でない場		当でない場	
		合等 1(2)		合等 1(2)		合等 1(2)	
200 以上	7日に	告示別記	告示別記	告示別記	告示別記	告示別記	告示別記
400 未満	1 回以上	1(1)~(4)の	2(1)~(3)の	1(1)~(4)の	2(1)~(3)の	1(1)~(4)の	2(1)~(3)の
100 以上	14日に	いずれかの	いずれかの	いずれかの	いずれかの	いずれかの	いずれかの
200 未満	1 回以上	方法	方法	方法	方法	方法	方法
50 以上	30日に						
100 未満	1 回以上						
	施行規則 第9条の2	昭和 54 年 5 月 16 日		平成 13 年 12 月 13 日		平成 13 年 12 月 13 日	
根拠規定		環境庁告示第 20 号		環境省告示第 77 号		環境省告示第 78 号	
	カッ木の2	(平成 13 年 6 月 13 日改正)		(平成16年3月18日改正)		(平成16年3月18日改正)	

(※)告示別記

化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量	
告示別記1(汚染状態の計測方法)	告示別記1(汚染状態の計測方法)	告示別記1(汚染状態の計測方法)	
(1)水質自動計測器	(1)水質自動計測器	(1)水質自動計測器	
(2)コンポジットサンプラー	(2)コンポジットサンプラー	(2)コンポジットサンプラー	
+指定計測法(手分析)	+指定計測法(手分析)	+指定計測法(手分析)	
(3)指定計測法(手分析)	(3)指定計測法(手分析)	(3)指定計測法(手分析)	
((2)の方法を除く。)	((2)の方法を除く。)	((2)の方法を除く。)	
(4)簡易な計測法	(4)簡易な計測法	(4)簡易な計測法	
備考	備考	備考	
-(3)又は(4)の計測法による場合	・(3)又は(4)の計測法による場合	・(3)又は(4)の計測法による場合	
は、1 日 3 回以上試料を採取	は、1 日 3 回以上試料を採取	は、1 日 3 回以上試料を採取	
すること。	すること。	すること。	
-(1)又は(4)の計測法による場合			
は、必要に応じ換算式の検証			
を行うこと。			
告示別記2(排水量の計測方法)	告示別記2(排水量の計測方法)	告示別記2(排水量の計測方法)	
(1)流量計又は流速計	(1)流量計又は流速計	(1)流量計又は流速計	
(2)積算体積計	(2)積算体積計	(2)積算体積計	
(3)JIS K0094 の 8(流量計、流	(3)JIS K0094 の 8(流量計、流	(3)JIS K0094の8(流量計、流	
速計を除く。)に定める方法	速計を除く。)に定める方法	速計を除く。)に定める方法	
その他の方法	その他の方法	その他の方法	